

# わんわんふれあい広場利用規約

「わんわんふれあい広場」は「人と動物の豊かな共生社会を目指し、東京都と共に動物の愛護と適正な飼養を学習しながら、小山内裏公園を世界一安全で、快適な公園とすること」を活動目的として、平成 16 年より活動を続けてきた「小山内裏公園わんわんパトロール隊」の活動結果が、東京都及び公園一般利用者に理解され建設されたものです。

利用者一人一人が建設経緯を理解して利用規約を遵守し、「利用者は管理者」の意識を持って、広場の管理運営に協力することで、広場の継続維持が成り立ちます。広場を清潔で気持ち良く利用するために、広場内のゴミ拾い・糞の始末など自主的な管理にご協力ください。また、利用者同士お互いに注意しあって、マナーアップに繋がるよう交流を深めると同時に、広場の内外でのマナー向上に努めてください。ご利用にあたっては、利用登録した人を主体とした公園及び広場管理をサポートする活動にもご協力下さるようお願い致します。

## 1 利用の資格

<人>

- (1) 登録説明会に出席し、利用規約の遵守を誓約して登録した人
- (2) 登録は 16 歳以上とします（16 歳未満の登録は不可。16 歳未満は事故防止の為、保護者同伴でも入場不可）
- (3) 広場前面道路や近隣駐車場に駐車しないこと

<犬>

- (1) 飼い犬の蓄犬登録をし、鑑札の交付を受けていること
- (2) 「狂犬病予防法」に基づき、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受け、済票の交付を受けていること

## 2 利用時間

- (1) 原則として毎日 AM9 時～PM5 時。徒歩の場合 AM5 時から利用できます。ただし、AM5 時～AM9 時の開錠はボランティアに依頼をしているので開いてない場合もあります。朝 9 時以降に開いていない場合は管理所まで鍵を受取りにきて利用者自身で開門して下さい。退場時鍵閉めはしなくてよいので、管理所へ必ず鍵を返して下さい。（車での来園は駐車場が少ない為、極力ご遠慮下さい。）
- (2) 年末年始の休園日は別途お知らせします。
- (3) 雨天、強風時、または管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。また、広場の維持管理・運営のため、予告なしに閉鎖することがあります。

## 3 施設について

(1) 場所

都立小山内裏公園 南広場

(2) 施設内容

- ・中・大型犬専用ゾーン → 犬種別リストにより、職員及びボランティアが決定。
- ・小型犬専用ゾーン → 犬種別リストにより、職員及びボランティアが決定。

※Mix 犬は従来通り、6kg 以上は中・大型犬エリア、6kg 未満は小型犬エリアとなります。

(3) トイレ・水場

広場内の水飲み場はルールを守って節水して下さい。また、糞・尿の後始末にも必ず水を使用して下さい。人のトイレは園内各所にありますが、犬の糞は絶対に流さないで下さい。一般来園者よりクレームがきております。

## 4 利用上の注意（この内容は特に注意して守ってください）

- (1) 利用登録者は、管理者でもあるという理念に基づいて 以下に掲げるドッグラン及び公園管理ボランティア活動に 年間 3 回以上参加していただきます。
  - ア) わんわんサポーターズ主催の月例会への参加；毎月 第 3 日曜日 広場清掃と園内パトロール
  - イ) わんわんサポーターズ主催の園内整備への参加；毎月 第 1 日曜日
  - ウ) わんわんふれあい広場の受付担当；入場者との交流を深め、違反者や危険な行為への注意など
  - エ) わんわんふれあい広場 整備；随時 広場担当役員から要請のあった時

オ) 当公園または わんわんサポーターズ(当公園 ドッグランボランティア)からの要請のある行事への支援・協力

- ・4月 桜祭り (公園及び公園ボランティア連絡会主催)
- ・9月 わんわんクリーンキャンペーン (町田市主催)
- ・10月 わんわん運動会 (わんわんサポーターズ、公園共催)
- ・11月 セーフティークリーン活動 (公園、公園ボランティア連絡会主催)
- ・1月 どんどやき (公園、公園ボランティア連絡会主催)

※各行事への支援協力のお願いは園内ポスター、公園HPなどでお知らせ致します。

カ) その他

参加された時にはその証明となるシールを登録カードの裏面に貼り付け、シールが3枚になりますと、登録されている愛犬と共に表彰いたします。

なお、登録更新時に貼付シールが3枚未満の方は登録説明会の再受講をお願いいたします。

(2) 広場に入場する時には、必ず登録カードを見える位置につけてください。入場する際は利用簿に、登録カード番号を記入してください。登録カードを忘れた場合は入場できません。

(3) わんわんふれあい広場の運営にご協力いただくこと

毎夕 PM5 時以降の広場内の清掃活動にご協力ください。毎月1回犬と一緒に園内を歩いて、公園の清掃活動を行います(前出の月例会)。一般来園者にドッグランと犬に対する理解を深めてもらう為にも、積極的な参加をお願い致します。

この他、管理所から広場の清掃依頼等があった場合は、ご協力ください。

(4) 広場内では、公園管理者もしくは公園がドッグランボランティアと認めるメンバーからの指摘や注意には従ってください。

(5) 利用者同士協力し、秩序を乱さないこと。利用規約を遵守し、マナーの向上に努めてください。

(6) 利用者一人につき、小型・中型犬は2頭(大型犬は1頭)まで入場できます。

(7) 営利目的の利用や営業活動、政治活動、布教活動を行わないでください。

(8) 犬の健康状態

- ・ノミ・ダニ・疥癬などの外部寄生虫がいないこと
- ・回虫・条虫などの消化管内寄生虫がいないこと
- ・犬パルボウィルスなどの伝染性疾患に罹患していないこと
- ・メス犬の発情期間中は利用しないこと (期間は発情出血中および終了後4週間とします)

(9) 利用について

- ・ノーリードは各エリア内でのみとします。入口2重扉内ではリードを放さないでください。
- ・エリア内で伸縮リードを着けたまま、遊ばせないでください。
- ・首輪をつけ犬の行動を制御できる状態で入場してください。
- ・怖がっている犬を追いかけたり、吠え続けたり、他の犬にマウンティングをした場合は、速やかに場外に出てください。
- ・飼い主は、飼い犬から目を離さないでください。
- ・遊び道具は、原則として禁止していませんが、他の犬への影響もあり注意が必要です。  
飲み込む事故が多発しているため、使って良いかどうか、周囲の方に必ず確認してください。
- ・広場内は禁煙です。
- ・広場内では飲食は禁止です。犬の飲み水は、他の犬とのトラブルにならないよう十分注意して、飲ませてください。犬のおやつ・ご褒美も禁止です。
- ・広場内では、出来る限り糞をさせないでください。糞は速やかに取って、お持ち帰りください。気付かない飼い主を見かけたら、お互いに教えてください。おしっこは後に必ず水をかけてください。
- ・犬の毛づくろい(ブラッシングなど)はしないでください。

・お帰りの際は、利用した場所を周ってゴミや糞が落ちていないか確認してください。

(10) 犬以外のペットは利用できません。

(11) 登録申請書に虚偽の報告をしないこと。虚偽の報告があった場合は登録抹消となります。

なお、申請内容に変更が出た場合(転居、退会等)速やかに管理所に届け出をしてください。

(12) 広場管理上、写真撮影をする場合があります。人・犬の顔が写った場合でも管理業務以外には使用しません。

(13) 自己責任による利用

・園内で起きた全てのトラブルは、当事者同士で解決してください。事故・怪我のすべてにおいて、自己の責任であることを了承の上でご利用ください。公園管理者は責任を負いません。

・管理者に対して損害賠償請求などは行わないでください。(人・犬のいずれも同様です。)

・伝染性の疾病・皮膚疾患・内部、外部寄生虫に感染した場合の責任は負いません。

(14) 咬傷事故等

「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してください。

① 犬が人をかんだ場合

飼い主は適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとると共に、その事故及びその後の措置について事故発生時から24時間以内に、動物愛護相談センターか保健所に届け出をしてください。

また、飼い主は事故発生時から48時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。これらの届け出は条例で義務付けられています。管理所にも必ず報告してください。飼い主が飼い犬にかまれた場合も同様です。

・動物愛護相談センター 042-581-7435 (町田市・八王子市)

・八王子市保健所 042-645-5111 (八王子市)

・相模原市保健所 042-769-8347 (相模原市)

② 犬が犬をかんだ場合

広場内で起きた咬傷事故は、当事者同士で解決していただきますが、管理所には必ず報告してください。

③ 犬が迷子になった場合

必ず動物愛護相談センターか保健所に連絡をし、所轄警察署に届け出をしてください。

町田警察署 042-722-0110

南大沢警察署 042-653-0110

相模原警察署 042-754-0110

## 5 規約の変更

必要に応じて、規約の変更をすることがあります。

## 6 個人情報について

登録申請書の個人情報に関しては、広場の管理・登録以外の目的には使用しません。

## 7 退会・抹消

(1) 自己の都合で退会される場合は、登録カードを返却して下さい。

(2) 上記の利用規約を守らない場合、その他迷惑行為等があった場合、管理所の判断で登録を抹消する事があります。その場合は登録カードを返却して下さい。